

資源リサイクルセンター管理運営業務委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と神戸市環境共栄事業協同組合（以下「乙」という。）は、資源リサイクルセンターの管理運営業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、資源リサイクルセンターの管理運営業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを誠実に履行するものとする。委託内容については、別紙「資源リサイクルセンター管理運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める。

（履行期間）

第2条 履行期間は、平成16年6月1日から平成17年3月31日までとする。

（委託料等）

第3条 委託料に関し、乙が提出した委託費内訳明細書に基づき、甲が乙に支払う額は、金0円とする。

- 2 乙が甲に納付する額は、別途「覚書」により納付するものとする。
- 3 光熱水費については検針実績に応じ、委託費内訳明細書に計上した光熱水費の額を検針実績が上回る場合には甲が乙に、下回る場合には乙が甲に、その差額を支払うものとする。なお、業務引継時における光熱水費の精算については、甲乙協議のうえ行うものとする。

（資源物の帰属等）

第4条 資源物のうち、アルミ缶及びスチール缶（以下「空缶」という。）は、乙に帰属するものとする。なお、選別後の無色びん・茶色びん・その他色びん・ガラス粉碎カレット・ペットボトル・収集袋は、甲が処分するものとする。

2 乙は、甲から空缶の処分実績について報告を求められたときは、異議なく従うものとする。

（収入金等の保管責任及び払込）

第5条 乙は、仕様書第26条第2項及び第3項に定める収入金等を、金融機関への預金等により、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 乙は、前項の収入金等を1ヶ月ごとにとりまとめ、甲の指定金融機関、指定代理金融機関又は、収納代理金融機関（以下「金融機関」という。）へ甲の指定する納付書により、収入月の翌月10日までに払い込むものとする。

3 前項の場合において、収入金等を払い込むべき日まで金融機関に預託することにより生じた利息については、甲の指定する納付書により、その都度すみやかに金融機関に払い込むものとする。

（契約の更新）

第6条 甲は、次の条件が整った場合において、乙に対し、平成16年6月1日から通算37ヵ月を限度として契約を更新することができるものとする。

- (1) 契約期間満了後も当該事業が存続すること。
- (2) 契約期間満了後の予算措置がなされたこと。

- (3) 乙が誠実に業務を履行し、その履行状況が良好であること。
- 2 甲が、前項の規定により契約更新を指示したときは、乙は異議なく従うものとする。
- 3 甲が行う契約更新の指示において、当該契約の仕様変更がない場合においては、乙は本契約と同一条件により、同一の業務を履行するものとする。
- (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第7条 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、貸与し、又はこれを担保に供してはならない。
- (再委託等の禁止)
- 第8条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- (業務計画書の提出)
- 第9条 乙は、業務の実施にあたり、あらかじめ業務内容を調査のうえ業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を受けなければならない。
- (業務実施についての報告・検査)
- 第10条 乙は、仕様書の定めるところにより、業務の実施状況について甲に報告しなければならない。
- 2 報告内容に係る検査の結果、甲が業務の実施について改善の必要性を認めた場合、乙はその指示に従わなければならぬ。
- (指示監督)
- 第11条 甲は乙に対し、業務に関し必要な指示又は監督ができるものとし、乙は当該指示等に従わなければならぬ。
- 2 甲は、前条に定めるもののほか、必要があるときは乙から報告を求め、又は業務に関し調査を行うことができる。
- (従業員の確保等)
- 第12条 乙は、業務を適正に履行するため、仕様書に定めるところにより必要な技術者並びに関係法令に定める有資格者（以下「従業員」という。）を確保するものとする。
- 2 乙は、従業員の氏名、住所及び資格等を記載した名簿を甲に届けなければならない。異動が生じた場合もまた同様とする。
- 3 従業員の服務については、適切な指導監督を行い、職場秩序を保持するものとする。
- (業務遂行責任者の選任・報告)
- 第13条 乙は、業務遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。又、変更したときも同様とする。
- (業務遂行責任者等に対する措置請求)
- 第14条 甲は、業務遂行責任者又は乙の使用者若しくは第8条ただし書の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者が、その業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対してその理由を明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(契約内容の変更)

第15条 甲は必要があると認めるときは、契約の変更内容を乙に通知して、契約内容を変更することができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期限内に契約を履行しないとき、又はその見込みがないとき。
- (2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (3) 契約上の義務を履行しないとき。
- (4) 契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イ～ヌまでのいずれかに該当した、必要な資格が欠けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

(委託料等の精算)

第17条 前条又は第22条第2項に定めるところにより、この契約が解除されたときは、甲は第3条に定める委託料等を精算することができる。

(解除等に伴う措置)

第18条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、乙は、甲の指定する期間内に次の措置をとらなければならない。ただし、甲が乙と再度委託契約を締結したとき、又は甲が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 甲から供与された物品等を速やかに原状に復して、甲に返還すること。
 - (2) 甲の施設に、業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して明け渡すこと。
- 2 乙が、正当な理由がなく甲の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、施設等を原状に復すことができる。この場合において、乙は甲の措置に対して異議を申し立てることができないものとし、甲の措置に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、業務の履行について、乙の使用人又はその他関係人の故意又は過失により施設を滅失し、若しくは損傷したとき、又は利用者等の第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに事故報告書を甲に提出し、甲の指示するところに従いその損害を賠償し、又は原状回復しなければならない。

(物品等の供与)

第20条 甲は、乙が業務を実施するにあたり、施設に備え付けの物品等を無償で供与するものとする。

2 前項に定めるほか、乙が業務を実施するにあたって、甲がその費用を負担する範囲は仕様書に定める。

3 乙は、前2項に定めるものを除き、この業務を実施するために必要な費用をすべて負担するものとする。

(手選別業務・環境教育施設（こうべ環境未来館）運営との関係)

第21条 乙は、本業務の履行にあたって、知的障害者の福祉就労を理解と熱意をもって、円滑な運営に努めるものとする。又、環境教育の拠点として整備する環境教育施設（こうべ環境未来館）の運営主体と緊密な連携のもと、業務を遂行するものとする。

(談合行為に対する措置)

第22条 乙は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約について、委託費内訳明細書のうち、保全業務費・光熱水費・機械保守点検費・清掃管理費・残さ運搬費の10分の1に相当する額及び資源物処理費の10分の1に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る見積合わせに関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第48条第4項、第53条の3又は第54条の審決（同法第54条第3項の規定による、該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に係る見積合わせに関して、乙が独占禁止法第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が確定したとき。

(3) この契約に係る見積合わせに関して、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る見積合わせに関して、乙が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 第1項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。

3 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(秘密の保持)

第23条 乙は業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託期間終了又は契約解除の後も、また、同様とする。

(緊急時の措置)

第24条 甲は、業務の実施にあたり緊急に必要と認めるときは、乙に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

(神戸市契約規則等の遵守)

第25条 乙は、この契約書に定めるもののほか、神戸市契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(疑義の解明)

第26条 この契約に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年5月14日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎



神戸市中央区東町1-1-6 テクノサイド三宮ビル5階

乙 神戸市環境共栄事業協同組合

理事長 芝 富



神戸市長 矢田立郎

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市環境共栄事業協同組合

理事長 芝 富

覚書

神戸市（以下「甲」という。）と神戸市環境共栄事業共同組合（以下「乙」という。）は、平成16年5月14日付で締結した「資源リサイクルセンター管理運営業務委託契約」（以下「委託契約」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（資源物の処分に伴う甲への納付）

第1条 委託契約書第3条に基づき、資源物のうち、乙が空缶を処分して得た額のうち、金50,000,000円を甲に納付するものとする。納付は甲の請求に基づき次表のとおり3期に分割して納付するものとする。

第1期（8月末） ¥16,000,000円

第2期（11月末） ¥17,000,000円

第3期（2月末） ¥17,000,000円

2 乙が空缶を処分する場合において、処分単価について市場動向等に著しい変動があったときは、契約期間の満了時に納付額を見直すこととする。

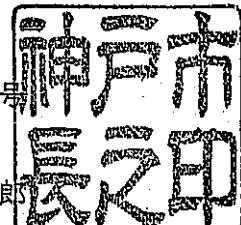
この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年5月14日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

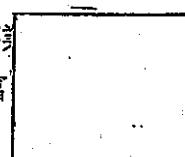
代表者 神戸市長 矢田立郎



神戸市中央区東町116-1 テライケ三宮ビル5階

乙 神戸市環境共栄事務

理事長 芝富



確認書

神戸市(以下「甲」という。)と神戸市環境共栄事業共同組合(以下「乙」という。)は、平成16年5月14日付で締結した「資源リサイクルセンター管理運転業務委託契約に関する覚書」(以下「覚書」という。)に関し、次のとおり確認書を締結する。

第1条 覚書第1条第2項に定める著しい変動があった場合は、アルミ缶1トン当たり、
キ99,000円、スチール缶1トン当たりキ11,500円を基準とする金額(以下「基準金額」という。)に比べて、平成16年6月1日から平成17年3月31日までの10カ月間の基
準額の平均(以下「平均価格」という。)が、30パーセント以上変動した場合をいうもの
とする。

第2条 前条の場合において、平均価格が基準額を上回った場合は乙が甲に、平均価格が
基準額を下回った場合は甲が乙に、委託費内訳書明細書に計上された金額に10パーセン
トを乗じた額を支払うものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自
その1通を保有する。

平成16年6月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 矢立郎

神戸市中央区東町116-1 テイライク三宮ビル5階

乙 神戸市環境共栄事業共同組合

理事長 芝富男

